

熊本県監査委員公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき平成22年6月18日に提出された住民監査請求について、審査の結果を公表する。

平成22年7月1日

熊本県監査委員 角田岩男

同 内田光也

同 渡辺利男

同 井手順雄

平成22年6月18日付け住民監査請求に係る審査結果について

1 請求人

(略)

2 請求書の提出

平成22年6月18日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨 (原文のとおり)

熊本県知事は平成22年3月3日、清水・苓州・牛深・舂本(会社合併により現在は清水・礎・苓州)建設工事共同企業体を相手に、天草市河浦町他地内の路木ダム本体工事にかかる工事請負契約を締結した。

熊本県は、この契約の内容の一部をなす路木ダム本体工事特記仕様書において、建設発生土67,500m³を雲仙天草国立公園第2種特別地域内の指定場所まで運搬し、荷卸しするよう指定している。

この指定場所に土砂を集積・貯蔵し、又は、これを用いて土地の形状を変更する行為は、自然公園法第20条第3項第8号及び第10号により、環境大臣の許可を要するものであるが、その許可は得られていない。

したがって、請負者が特記仕様書で指定された場所に建設発生土を荷卸しすることは自然公園法第20条に違反する行為にあたり、それは上記特記仕様書第2条に明記した「関連法令等を遵守しなければならない」という規定に違反するので、指定場所への荷卸しはできない。

このように、法律上も、また工事仕様書の規定からも実行不可能な内容を含む当該契約は、重大かつ明白な瑕疵があり、無効である。

以上のとおり、路木ダム本体工事請負契約には明らかな違法不当性が認められるので、監査委員は知事に対して下記のとおり勧告するよう求める。

記

- 1 熊本県知事は、平成22年3月3日に清水・礎・苓州建設工事共同企業体と締結した路木ダム本体工事請負契約を解除せよ。
- 2 熊本県は熊本県知事蒲島郁夫に対して、上記請負契約に基づいて上記企業体に支出した工事前渡金の返還を請求せよ。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付して、必要な措置を請求する。

(2) 請求書添付の事実証明書

- ①公共事業請負契約の締結について
- ②路木ダム本体工事特記仕様書
- ③国立公園内土地の形状変更行為における許可申請について

4 審査の結果

本件請求を却下する。

5 理由

最高裁判所の判例（昭和62年2月20日判決）によれば、「地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項（現行同条第4項）の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項第1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」とされている。

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）についてみると、請求人は、「3 請求の内容、(1) 請求の要旨」に記載のとおり主張しており、その請求の対象とされている財務会計行為は、路木ダム本体工事に係る工事請負契約である。

ところで、本件請求の請求人は、地方財政法違反を理由に、「熊本県知事は予定している路木ダム本体工事に係る入札を実施してはならない。」また、「上記入札を実施した場合は、これに係る工事請負契約を締結してはならない。」と主張し、平成21年9月28日付けで住民監査請求を行ったが、その請求の対象とされていた財務会計行為は、路木ダム本体工事に係る工事請負契約であり、本件請求の対象とされている財務会計行為と同一である。

以上によれば、本件請求は、同一住民が平成21年9月28日付けでした住民監査請求と同一の財務会計行為を対象とするものであるから、上記最高裁判例の趣旨に鑑み、住民監査請求を重ねて行うことは許されない。よって、本件請求は認められない。